

## 会 議 記 録

会議名称	令和6年度第1回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和6年8月21日（水）午前10時01分～午前11時06分	
場 所	東棟4階 庁議室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍聴者	8名	
配布資料	資料1 杉並区公契約審議会委員名簿 資料2 杉並区公契約審議会事務局職員名簿 資料3 杉並区公契約条例に関するアンケート調査結果 資料4 公契約条例の運用状況について 資料5 特別区の公契約条例の動向について（工事又は製造の請負契約） 資料6 特別区の公契約条例の動向について（工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定） 資料7 人事院勧告等の動向について 資料8 審議会の検討スケジュールについて（案）	
会議次第	1 開会 2 諮問 3 報告 (1) 公契約条例アンケートの結果について (2) 公契約条例の運用状況について (3) 特別区の公契約条例の動向について (4) 人事院勧告等の動向について 4 議事 (1) 公契約審議会の検討スケジュールについて (2) 令和7年度の労働報酬下限額について 5 その他 (1) 第2回杉並区公契約審議会 6 閉会	



島田会長

岸本区長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の2に入りたいと思います。これから諮問ということになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

岸本区長

杉並区公契約審議会会長様。諮問書。区における公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図るため、特定労働者等に対して支払われる賃金に係る令和7年度労働報酬下限額を定めることについて、貴審議会のご意見を承りたく、杉並区公契約条例第7条第2項の規定に基づき諮問します。どうぞよろしく願いいたします。

( 区長から会長へ諮問書を手交 )

島田会長

頂戴いたします。ありがとうございました。

ただいま、令和7年度労働報酬下限額についての諮問を頂戴いたしました。委員の皆様におかれましては、これから円滑な議論進行にご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、今年度より事務局にいらっしゃいました山田総務部長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

山田総務部長

改めまして、皆さん、おはようございます。この4月から総務部長として着任をしております、山田でございます。振り返りますと、私、この公契約条例をつくるに当たって、もう五、六年前になりますか、条例の制定のときに担当の部署におりました関係で、島田先生には一番最初に審議会にぜひご参画いただきたいということでお願いをしに行ったことをまさに昨日のこのように覚えております。縁があつて、またこの公契約条例について携わる機会を頂くことができ、また、公契約審議会が大変重要というお話も今、区長からもございましたけれども、重要であると同時に、大変難しいご審議を毎年繰り返しやってきていただいているということに関して、私も議事録などを通じて確認はしてきていたところですが、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

公契約をめぐる状況というものは日々変化もしておりますし、また、ここ数年の状況というもの、他区の状況なども含めまして、様々難しい

状況もありながら、やはり区民の方の福祉の向上と、区内事業者の方々を含めて経済の活性化、そして労働者の方々の暮らしの向上と、様々な側面でこの条例が果たしている役割というものはますます大きくなっているということについて、改めてその意を強くしております。皆さんと一緒にこの公契約審議会を円滑に、また、重要な議論の場として支えていく事務局の一人として盛り上げていきたいと考えてございますので、どうぞ、引き続きよろしく願いいたします。

島田会長

どうもありがとうございました。

それでは、諮問内容を踏まえまして、これより審議を進めてまいりたいと存じます。まず、次第3の(1)公契約条例アンケートの結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

福本経理課長

はい。それでは、公契約条例アンケートについてご報告をさせていただきます。資料3の、まず、1ページ目をご覧ください。まず、今回のアンケートにつきましては、事業者向け、労働者向けでそれぞれ実施をしております。かつ、下請け、再委託先も調査対象としているところでございます。調査方法につきましては、事業者にはメールで依頼文を送付いたしまして、労働者に関しては、事業者を通して、二次元バーコードカードを配付させていただき、それぞれWeb回答とさせていただいたところでございます。

回答状況につきましては、元請け・受注者の調査対象数が120件に対し、回答数は65件、回答率54.2%、また、下請け・再委託先につきましては、回答数は15件、労働者からは423件となっております。

続きまして、事業者向けアンケートの結果概要をご説明させていただきます。少しページを飛ばさせていただきますが、6ページ目をご覧ください。6ページ目の問5でございます。こちらは、元請けから下請け先や労働者への周知方法についての設問でございます。工事、委託・指定管理、いずれも「ポスター等の掲示」、「周知カード等の配付」が60%前後を占めております。また、「会議等で口頭伝達」というのは、工事では60%、委託・指定管理では80%となっております。また、このほか、70%程度の事業者の方が複数の方法で周知を実施したというふう

に回答していただきました。

では、おめくりいただきまして、7ページ目、問7、こちらをご覧ください。問7では、今見てきました条例の周知方法のうち、効果的だったものとして、昨年度新たに作成、配付いたしましたポスター、周知カードにつきまして、いずれも半数程度の事業者から効果があったと回答がございました。

続きまして、隣の8ページ、それから、おめくりいただきまして9ページ、こちらの問9から問11に関しましては、下請け・再委託先に対する設問となっております。元請けからどのような方法で周知をされたのか、それを受けて労働者への周知を実施したかどうか、また、周知方法で効果的だったものは何かといった設問について、記載のとおりのお返事となっております。回答数は限られておりますが、参考にさせていただければと思います。

続きまして、少し飛びますが、12ページ、こちらの問15をご覧ください。こちら、問15でございますが、元請け、下請け、それぞれに条例の内容について知っているものを選択していただく設問でございます。元請けに関しましては、①番の「労働報酬下限額」、②番の「労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと」の回答率は高く、また、一方で、③労働者からの改善要求の申出以降の項目の回答率が下がっているという傾向が見られます。また、おめくりいただきまして、13ページの下請けの工事につきましても、同様の傾向が見られるところでございます。さらに、次のページの14ページ、問16をご覧ください。こちらは、条例の適用によって効果を感じるものを選んでいただく設問でございます。元請けにつきましても、下のコメントにもございますように、工事の65%、委託指定管理の87%が何らかの効果を感じたといった回答を頂いております。これは、他自治体の同様の調査と比べましても、おおむね高い割合でございました。また、15ページの下請けにつきましても、回答数が限られておりますけれども、同様に何らかの効果を感じたと回答した割合が高い結果となっております。

続いて、次の16ページ、問18をご覧ください。こちらは、条例の課題

について回答していただいたものでございまして、元請けにつきましては、工事は「従業員、下請けへの周知」、また、委託に関しては、「特定公契約と他の案件との給与バランス」、こちらを選ぶ業者がそれぞれ60%以上を占めておりました。

なお、17ページですが、問19では、その他の課題についての内容も記載されておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして、労働者向けアンケートの結果概要についてご説明いたします。ページがまたしばらく飛んでしまいますが、27ページの問7、こちらをご覧ください。こちらは条例の認知度に関する設問でございましたが、条例を「知っていた」と回答した割合は、工事では約28%、委託・指定管理では約46%にとどまっております、この点につきましては課題が浮き彫りになったというところでございます。

続きまして、28ページの問8をご覧ください。こちらでは、問7で条例を知っていると回答した方へ向けた設問でございまして、どのようにして条例を知ったかについての回答を頂いております。「ポスター」、「周知カード」、「雇用主から聞いた」につきましては、おおむね3割から4割程度でございまして、委託・指定管理の「雇用主から聞いた」という回答については約60%ございました。

それでは、おめくりいただきまして、29ページの問10をご覧ください。こちらは、条例の内容について知っているものを選択していただくという設問となっております、元請けで勤務される方、また、隣の30ページにあります下請けで勤務されている方のいずれも、①番の「労働報酬下限額」と②番の「労働報酬下限額以上の賃金」を支払うこと、こちらの回答率は高めに出ておりました、一方で、③労働者からの改善要求の申出以降の項目の回答率が下がっているという、これは事業者と同様の傾向が見られたというところでございます。

それではおめくりいただきまして、31ページ、問11をご覧ください。こちらは、労働報酬下限額以上の賃金が支払われていると思うかという設問でございまして、もともと労働報酬下限額をご存じでなかった方向けに、こちらの設問の前に、労働報酬下限額が分かる資料を確認してい

ただいた上でご回答を頂いているというところがございます。回答としましては、工事では約77%、委託・指定管理は約85%の方が「支払われている」ものとしての回答がございました。一方、問7でもともと条例を知っている人が少なかったというところも影響したかも分かりませんが、「支払われていない」、「わからない」という回答も一部ございました。ここまでがアンケート結果の概要となります。アンケートを通して、労働者で条例を知っている方がまだ少ないという点、また、知っていた事業者、労働者であっても、労働者から改善要求の申出ができることなどまでは知らない方が多いという結果が明らかになったところでございます。周知の強化につきましては、令和5年度、昨年度からポスターをより分かりやすい内容に刷新させていただくとともに、新たに労働者向けの周知カードも作成し、配付したところではございますけれども、今後も引き続き周知方法の強化については検討し、改善を図ってまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

島田会長

はい。ありがとうございます。初めて、こうした杉並の公契約条例について、事業者や労働者の皆様からアンケートを取るということをしていただいて大変貴重な成果だったというふうに思いますが、ただいまの事務局の報告に関しまして、委員の皆様方からご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。よろしく願いいたします。

高取委員

本当に貴重なアンケートをしていただいて、ありがとうございます。また、これを継続していただくようお願いもしたいと思っております。それで、ポスターもすごく分かりやすいものを作っていただいて、昨年からいろんな場所で掲示していただいているのも存じているところではありますけれども、現場で懇談に伺ったときなどには、事務所の中に貼っていない現場も実はありまして、表の施工体系図ですとか、労働関係の成立票のところに、このポスターが貼ってあるだけというところもやっぱりあります。そういった現状もありますので、ぜひ、実際に働く、現場で働く職人さんが休憩するところすとか、立ち入るところに貼っていただきたいと思っております。あとは、ポスターの話になって申し訳ありませんが、下限額を下回っている場合は申し出できますというところを、

もうちょっと分かりやすく、大きくしていただけたらなと思います。それと、それによって、労働者の皆さんに被害が及ばないですよというように、なにもしっかりそこにも載せていただければ、もっと周知徹底できるのかなと思います。

アンケート結果につきましては、ちょっと、私の中では違和感のあるところもありますけれども、それはご回答いただいた方の理解が及んでいないところもあるでしょうから、回を重ねるごとに、やっぱり鮮度のいいもの、充実したもの、実際に即したものになっていくのかなと思いますので、ぜひ続けていただきたいなと思っております。

島田会長            はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。感想などでも結構かと思いますが。よろしゅうございますか。

( なし )

島田会長            はい。ありがとうございました。先ほどのまとめにもございましたように、大分知られてはきていますが、まだまだ、特に労働者の方々に対する周知は足りないというところもございますので、今後も、周知方法については、このアンケートを踏まえて、強力に強化を重ねていかなければならないだろうというような感想を持ちました。また、今、高取委員からありましたが、ポスターの掲示場所に対する示唆であるとか、労働報酬下限額以上にそれを下回った場合の申出等についての周知はまだ十分ではないというようなこともございましたので、こうしたことも、アンケートの結果として踏まえていきたいなというふうに思います。もしよろしければ、次に進めさせていただきたいと存じます。

( 了承 )

島田会長            それでは、続いて、(2)公契約条例の運用状況について、事務局からご報告をお願い申し上げます。

福本経理課長        はい。それでは、公契約条例の運用状況についてのご報告をさせていただきます。お手元の資料4をご覧ください。この資料のまず1番の労働報酬下限額の適用状況でございますが、工事又は製造の請負契約につきまして、令和6年度、今年度につきましては、現在、33件適用してございます。また、工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約につき

ましては、令和6年度におきまして、現在、181件適用しております。こちらの件数につきましては、令和6年度から、学童クラブ運営業務、放課後等居場所事業運営業務、また、放置自転車撤去移送業務、こちらの3業務を新たに対象業務として今年度から拡大しております、その分、令和5年度よりも件数が増加しているという状況でございます。

次に、指定管理協定につきましては、条例施行後に公募したものから適用することとしておりますので、今年度は新たに1件が適用となっております。

次に、2の特定労働者等の申出及び立入調査状況につきましては、引き続き、0件となっております。

次に、3の周知状況でございますが、契約の受注者に対しては、労働報酬下限額の適用等につきまして、入札の実施時や見積依頼時、さらには、契約時に案内をしております。また、労働者につきましては、受注者から案内を掲示又は書面交付するよう求めてきたところでございますし、また、ポスター等の周知をさせていただいております。このポスターでございますが、先ほども申し上げましたとおり、昨年度から労働報酬下限額を記載したものを配布しております、今年度に関しては、令和6年度版のポスター及び労働者への周知カードを作成し、配付したところでございます。参考としまして、あちらのほうに掲示をさせていただいておりますのが今年度のポスターということで、色とかをちょっと変えていますが、昨年度とレイアウト自体は同じような形でさせていただいております。私からは以上となります。

島田会長 はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からのご報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

島田会長 はい。それでは、先に進めさせていただきます。

次に、(3)特別区の公契約条例の動向について、また、続けて、(4)人事院勧告等の動向について、これも事務局からご報告をお願いいたします。

福本経理課長 はい。それでは、まず特別区の公契約条例の動向についてのご報告を

させていただきます。初めに、資料5をご覧ください。こちら、資料5につきましては、各区における工事及び製造の請負契約の労働報酬下限額の算出方法について、記載をしているところでございます。まず、令和6年度から墨田区が運用を新たに開始しておりまして、工事につきましては、杉並と同様の算出方法となっております。また、他の変更点といたしましては、渋谷区の見習い・手元等の労働者の算出方法につきまして、令和5年度までは区職員の業務職の初任給としておりましたけれども、今年度から、杉並区と同様に、軽作業員の令和6年度公共工事設計労務単価の70%、こちらに変更となっております。そして、足立区につきましては、令和5年度、昨年度については、軽作業員の令和5年度公共工事設計労務単価の70%としておりましたけれども、今年度から軽作業員の令和5年度の公共工事設計労務単価の72%に変更となっております。ほかの自治体が令和6年度の公共工事設計労務単価の7割としているのに対して、足立区は1年前の令和5年度を見ている関係もあって、72%という数字になっているというところでございます。

各区における令和6年度の工事又は製造請負契約の熟練労働者、一人親方の労働報酬下限額は、11区中10区が公共工事設計労務単価に対する割合を90%としてございます。見習い・手元等の労働報酬下限額については、11区中9区が軽作業員の公共工事設計労務単価の70%としているというところでございます。

続きまして、資料6をご覧ください。こちらは、各区における工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額でございます。A3横で両面に印刷刷りをしてございます。昨年度に行われた審議会におきましては、行政職よりも業務職のほうが特定公契約の業務内容により近いという点ですとか、また、他区との均衡、物価高騰などの社会情勢なども踏まえた結果、会計年度任用職員の短時間、事務補助から短時間の用務へと設定の基礎を変更いたしまして、その結果、最終的には、杉並区として1,231円で決定したところでございます。特別区全体で比較した場合、杉並区の1,231円という金額につきましては、11区中で5番目に高い金額となっております。なお、労働報酬下

限額の設定に当たって参照している職員の賃金ですが、11区中、杉並区を含む約半数の区が会計年度任用職員の報酬単価としているところでございます。さらに、今後、公契約条例の運用を予定している特別区の動向でございますが、文京区、台東区が既に条例を制定しておりまして、こちらは、令和7年度、来年度から労働報酬下限額適用を目指しているというところを事務局としては確認をしております。今後の動向につきましては、引き続き注視をしていきたいと思っております。

では、続きまして、資料7をご覧ください。先日出ました人事院勧告等の動向について、ご報告をさせていただきます。まず、国家公務員に対する人事院勧告でございますが、人事院は8月8日に国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行いました。勧告の内容でございますが、資料に記載しているとおおり、月例給、ボーナスともに引き上げております。人材確保の観点から、特に若年層に関して、重点を置いて、引上げをしております。例えば、高卒者に係る初任給につきましては12.8%の引上げ、金額にして2万1,400円の引上げとなっております。平均の改定率は、全体で2.76%となっております。なお、特別区人事委員会の勧告につきましては、例年どおり、10月中旬に行われるという見込みでございます。

次に、2番の東京都の最低賃金でございますが、東京地方最低賃金審議会は、本年8月5日、現行の最低賃金の時給額1,113円を50円引き上げまして1,163円とすることが適当であるとの答申を行っておりまして、これによる引上げ率が4.49%となっております。以上、報告でございます。よろしく申し上げます。

島田会長

はい。ありがとうございました。今のご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

島田会長

はい。それでは、ただいまの事務局からの報告を踏まえまして、次第第4の議事に入ってまいりたいと存じますが、岸本区長は次の公務のため、ここでご退席ということでございます。本日はどうもありがとうございました。



島田会長                   ありがとうございます。それでは、11月下旬頃に開催予定の第3回審議会におきまして、答申を決定するということにしたいと存じます。

それでは、これより労働報酬下限額の答申に向けて、皆さんの意見を伺ってまいりたいと思います。まず、熟練労働者等の労働報酬下限額でございますが、工事又は製造の請負契約について、委員の皆さんの意見を伺っていきたいというふうに思います。熟練労働者等の下限額について、ご意見がある方、各委員、ぜひご発言を頂戴できればというふうに思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

水島委員                   はい。公契約審議会、条例が制定されて、審議会が始まって、他区との見合いというか、隣接区との程度を長年考えながらやってきたわけですが、工事につきましてはおおむね他区と水準がそろってきているなというところで、しばらくはこのままが適切ではないかなというふうに考えております。以上です。

島田会長                   はい。ありがとうございます。据置き、90%というところになるかと思いますが、これで妥当ではないかというご意見を頂戴いたしました。ほかにいかがでございますでしょうか。

高取委員                   はい。熟練工の方に関しては、私も実効性の担保というところはちょっと不安があるところはまだまだ実際にはございまして、本来は中身を目指していく必要があるとは思っておりますけれども、90%でいいのではないかなとは思っております。

島田会長                   ありがとうございます。ほかの委員の方、何かご意見ございますか。

( なし )

島田会長                   はい。お二人のご意見があり、しかも一致をしておりますので、熟練労働者・一人親方につきましては、他区の動向も踏まえまして、これまで同様、令和7年度の下限額は引き続き公共工事設計労務単価の90%という方向でよろしゅうございますでしょうか。

( 了承 )

島田会長                   ありがとうございます。それでは、次に、見習い・手元等の労働報酬下限額についてのご意見を伺いたいと思います。これにつきましては、事務局が審議の参考になる情報をまとめていただいておりますので、そ

の説明をお願いしたいと思います。

福本経理課長

はい。それでは、ホチキス留めの参考資料という資料、こちらの2ページ目をご覧ください。参考資料2ページ目には、都内の公共職業安定所の求人情報のうち、軽作業員・見習い等の求人内容を抜粋して掲載させていただきました。今回は、今年1月から6月までの期間におけます求人内容をまとめてございます。軽作業・見習い等につきましては、報酬額を時給換算した額の平均、こちらがパートタイマーにおきましては、この表の下の方に記載がございしますが、平均で1,391円、続きまして、おめくりいただきまして、8ページ目、この8ページ目のほうが正社員の部分ですけれども、こちらの平均値が表の下の方にございます平均値1,474円という結果となっております。こちらも参考にさせていただきますと幸いです。以上です。

島田会長

はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの情報提供も含めまして、見習い・手元等の下限額についてご意見を頂戴したいと思います。今出ているのは、昨年度でいきますと、公共工事設計労務単価の軽作業員の70%という数字でございしますが、委員の皆さま、いかがでございしますか。

高取委員

それでは、すみません。この場で、皆様ご存じのとおり、毎年お話をさせていただいておりますけれども、軽作業員というのは、何度も皆さんも聞いていらっしゃると思いますけど、軽微な水まきですとか草むしりですとか、そういったことが定義されているのが軽作業員でございますので、本来ならば、現場に入った方、例えば左官屋さんなら左官屋さんの見習いです、大工さんなら大工の見習いです、屋根屋さんは屋根屋の見習いです。そういったところで、金額が設定できればいいんですけども、そこが難しいという話、それはもう、私も重々承知はしておりますので、ここは、軽作業員じゃなくて、せめて普通作業員にさせていただけたらなと思っております。

島田会長

はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございしますでしょうか。

水島委員

はい。先ほども申し上げたとおりなんですけれども、見習い・手元に関しても、ようやく隣接区と水準がそろってきたところでございますの

で、しばらくは軽作業員の公共工事設計労務単価の70%ということで行くべきと思っております。よろしくお願ひします。

島田会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

( なし )

島田会長 そういたしますと、見習い・手元等につきましては、他区の動向、あるいは市場相場を踏まえまして、昨年同様、令和7年度の下限額は引き続き軽作業員の公共工事設計労務単価の70%とするという方向性で進めたいというふうに思いますが、いかがでございませうでしょうか。

高取委員 もう、この場で7割と決まってしまうと、先に進まないと思ひますので、先ほど示していただいた参考資料で頂いた中でもございませうけれども、今年で言えは、1万2,320円ですと市場の平均に届かないようなことにもなりますので、もう少し、そこは議論して、上げていただければと私は思ひます。

島田会長 はい、分かりました。それでは、それも含めて、出発点としては70%ということにさせていだけて、さらに引き上げるかどうかというようなことにつきましては、今後の審議の中で議論を重ねていきたいというふうに思ひます。

それでは、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論を進めていきたいと思ひますが、これにつきましても、事務局が審議の参考となる情報をまとめていだけておひますので、ご説明をお願ひできればと存じます。

福本経理課長 はい。それでは、参考資料、次は9ページをご覧ください。  
こちらは、令和5年度及び6年度の会計年度任用職員の短時間・業務職の1時間当たりの報酬額を掲載しているところでございます。杉並区の令和6年度の労働報酬下限額につきましては、「用務」1年目の報酬額でございます1級30号の1,231円、こちらを採用したというところでございます。前年の令和5年度は、会計年度任用職員の短時間・事務補助の1級7号1,138円を採用しておひましたので、額にして93円、引上げ率8.17%の大幅な引上げを行ったところでございます。

特別区職員の給与に係る人事委員会勧告に対する妥結につきましては、例年11月中旬でございますので、今回は、参考といたしまして、昨年と同様に、仮に3%引上げを行った場合と5%引上げを行った場合の二つのパターンの報酬額を掲載してございます。例えば、今年度と同様の1級30号において3%引上げを行った場合の下限額は1,268円、5%引上げを行った場合は1,293円となっております。

続きまして、次の10ページでございますが、こちらは東京都における消費者物価指数、おめくりいただきまして、11ページ、こちらには、東京都における最低賃金、会計年度任用職員の短時間・事務補助の1級5号給、短時間・用務の1級30号給の推移、こちらを掲載してございますので、ぜひ、議論の参考にしていただければと存じます。以上でございます。

島田会長

はい。ありがとうございました。

それでは、今の事務局からのご説明も踏まえまして、委託と指定管理協定の下限額の算定根拠について、それぞれご意見を頂戴できればと存じます。よろしく願いいたします。

砂川委員

はい。昨年度、短時間・事務補助の1級7号から業務職の1級30号に変えていただいて、大幅なアップといたしますか、8.17%のアップになっていると思います。昨年度、初めて業務職の1級30号になったということで、今年度も、引き続き、その様子を見ながらやっていくのがいいのかなと思っております。

島田会長

はい。ありがとうございます。ほかにご意見、いかがでございますでしょうか。お願いいたします。

金子委員

はい。まずは、前提として、例年申し上げておりますけれども、公契約条例の公共サービスの安全と質を担保するというを前提の議論とさせていただきたいなというふうに思っております。その上で、昨年、8.17%という大幅な上げになったということですが、先ほどのご報告の中でも、近隣の公契約条例を入れている他区のお話もありました。5番目というような話もありますが、確かに、並べれば5番目になるのですが、23区内の労働報酬下限額を見ると、西高東低、この杉並の周りの区

は高いというような、よくも悪くもそのような状況があるということ  
でございます。近隣他区というような視点で見ると、少し差が出てしまっ  
ているのかなというところがありますので、そこは議論として無視はで  
きないのではないのかなというふうに考えております。

隣の世田谷が今1,330円、中野が1,310円というような形ですので、最  
低でも、ここに1回は並ばないとというような思いもありますし、向こ  
うも上げてくると多分思いますので、そことの差をどう埋めていくのか  
というようなところも一つの視点として重要かというふうに思います。  
例年、公務員の給料ということベンチマークとしてしまうと、なかな  
かまた議論が難しくなってしまうというところはもちろんあるとは思  
うんですけども、視点としては、近隣他区というところも少し視点とし  
て持って議論をしたほうがいいのかというふうに思っております。

それと、先ほどのアンケートのところでも話したほうがよかったのかも  
しれませんが、17ページ、問19のところの……

島田会長

アンケートのですね。

金子委員

そうですね。

島田会長

はい。

金子委員

色々な定性的なご意見があろうかというふうに思っております。真ん  
中、少し課題には感じておりますが、この中で、上から五つ目ですかね、  
長期継続契約の場合というようなことで、複数年契約というのですかね、  
2年、3年という契約の中で、この労働報酬下限額が上がったときに、最  
初の契約年の下限額での契約という形になろうかというふうに思います  
ので、その辺の、2年目、3年目で大幅に上がったときについては、何か  
しらの手当てというところも少し視点として必要なのかもしれないのか  
なというふうに少し感じた次第でございますので、意見として、取りあ  
えず1回目ということで、上申させていただきたいというふうに思いま  
す。以上でございます。

島田会長

はい。ありがとうございました。

長期継続契約の件は、ちょっと報酬下限額とはまた別の話ですが、重要  
なご指摘だと思いますので、踏まえておいていただければと思いますが、

何か、今ございますか。

福本経理課長 他区の状況なども調べながら、ご指摘の点については検討させていただきたいと思います。

島田会長 はい。ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

今里委員 先ほど金額、他区の状況をにらみながらというご指摘がございまして、それももっともなことだとは思いますが、しかし、ほかの区を拝見して、全て初めに金額ありきという形で決めていくというのも、なかなか審議会の役割としては難しい問題があるかとは思っております。

昨年度は、1級30号に上げたとき、「用務」1年目の報酬額に合わせるということを決めたときには、どういう理屈でやるのがふさわしいのかという理屈をきちんと検討して、結果として、かなりの高いパーセンテージの値上げにつながったというふうに理解をしております。あまり基準になるものが毎年毎年ころころ変わってしまうというのも問題があるところなので、基準は基準としてはっきりしながら、他区のほうで非常に大きな値上げとかということが実行された場合は、やはり、そういった結果になったことの特段の事情というのは何だったのかというようなことをきちんと調べて、こちらでも議論することが必要かなと、今、感想として思った次第です。以上です。

島田会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

島田会長 はい。なかなかこの辺は難しいところでございますが、金子委員も差し当たり、この現在の短時間・用務でというのをベースに考えるということについて、ご反対ということでもないというご理解ですね。

金子委員 一応、議論したことであると……

島田会長 ということですね。

金子委員 ただ、差があるということも事実で……

島田会長 差があるということですね。ですから、まず、このベースの、昨年度採用した考え方は取るという中で、今後どう考えていくのかという、そ

こがご議論かというふうに思いました。

昨年度かなり大幅に引き上げたということを踏まえた中で、今後どういうふうに考えていくかということなのですが、検討すべき要素としては、今日報告がございましたように、一つは、既に皆さんご存じのように、最低賃金が50円引上げという、これは、皆さんも経緯をご存じのように政府全体の政策の中で進められていることで、今回の特徴は、最低賃金のランクというのはA、B、C、Dランクと分けていくわけですが、格差解消ということもあって、あまりそこにとらわれずに、ほぼ全体50円というような形が出たところでございます。その結果、1,163円という数字というのがあるということは、ここの議論の中でも、昨年度もそうでしたが、考えておかなければならないだろうというふうに思うところでございます。

先ほどの参考資料の中でも、最後のページを見ていただきますと、グラフがございまして、大体このような感じでございます。会計年度任用職員のパート・用務につきましては、大体上がり幅としては同じなのですが、特に最低賃金に関しましては、かなり同じような幅で動いてきているということを考えると、このカーブを、どう、今後の議論の中で評価するのかということが1点あるかと思えます。

それから、先ほどご報告がありましたように、人事院勧告も、今年度はかなり大きな上げ幅というのが出ました。ご案内のように、人事院勧告というのは、民間給与の実態調査、事業所50人以上のところの実態調査を踏まえて出しているものでございまして、それは1年前のということでございます。そして公務員の場合は、国家公務員法につきましても、地方公務員法につきましても、情勢適応の原則というのがございまして、民間給与等のバランスというふうになるのですが、1年遅れになります。そういうので、かなり引上げの方向が久しぶりに出たということと、加えて、全体では2.7%という、3%弱でございますけど、初任給のところは実は相当大幅な引上げがございまして、これほど全体の数値と初任給での上げ幅に差があるというのは、これまであまりなかったのではないかとこのように思います。さらに、人事院勧告で考える場合でも、全体

としての数値とともに、若いところでかなり上げているという流れを、こういう公契約の場合、年齢ということでは必ずしもないのですが、働き方との関係でその点をどの程度考慮するのか。これも、考慮事項として考えざるを得ないのかなということでございます。

それから、近隣他区との関係ということなのですが、これも、昨年度から一応ずっと意識してきている考慮事項かと思います。まだまだ格差がございますが、今里委員のほうからのご指摘もありましたが、どうしてこういう差が出ているのかということについては、今日お配りいただいた備考欄の中に一応のご説明は書かれているところでございますが、これだけ見てもなかなかそれは分かりませんので、この辺、事務局にもご協力を頂いて、どういう、言わばロジックでこうした金額というのが出てくるのかということについては、より一層、調査していただければというふうに思いますが、他区との調整というのは、これもやっぱり考慮要素としては考えなきゃいけないのだろうというふうに私も思います。

今回の最低賃金をめぐる動向を見ていますと、ご存じのように、最低賃金の場合は、中央で目安額というのを示して、各都道府県の最低賃金審議会が決めていくということなのですが、この8月に次々と出ていて、目安額を上回る額を出している県が結構あるようです。それは、主に、一つは、自分のところが最低にならないようにというふうなところも働いているようでございますが、やっぱり、最低賃金の場合、ご存じのようにかなりの都道府県で格差がございますので、そこを是正したいという思いが強いかというふうに思います。その考え方というのは、やはり、杉並を囲んでいる世田谷、中野、新宿という辺りとの対比というのは、先ほど言ったように、単なる金額ではございませんけど、今、厳然としてある格差というのをどう考えていくかということも考慮要素かと思えます。

昨年度、非常に大幅に上げたところでございますが、社会的な流れとして、最賃も、昨年も相当上がった中で、さらにそれを上回る、人勧も上がっているというような流れは、東京都の人事委員会勧告、さらには特別区の人事委員会がどうお考えになるかはまだ分かりませんが、ここ

でも少し一定程度考えていかなければならないのかなというふうに思います。そういたしますと、やはり、現在の最低賃金をはじめといたします賃金上げの動向、それから人事院勧告の内容を踏まえまして、少なくとも今年度の最低賃金の引上げ率と同等、あるいはそれを上回るレベルでの引上げが必要になってくるのではないかとというふうに私は思っているところでございます。

今日直ちにそれを共通認識とするというふうには申し上げられないところでございますが、10月の特別区人事委員会の勧告の内容等を踏まえて、次回の審議会でご意見を頂いて、答申案を決定していきたいというふうに考えているところでございますが、委員の皆さん、いかがでございますでしょうか。

( 了承 )

島田会長

はい。ありがとうございます。

それでは、本日の意見を踏まえまして、次回は具体的な金額を決定したいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

本日は、非常に活発なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。特に、最後の委託のところは、いろいろ、今後議論を重ねなければいけないかというふうに思います。何とか着地点を見いだしていきたいと思いますので、議論を重ねてまいります。引き続きよろしくお願いたします。

日程が10月ということですが、事務局のほうで調整をお願いしたいと思います。事務局のほうでいかがでしょうか。

小島契約係長

はい。それでは、今後の日程についてお諮りをしたいと思います。

各委員には事前にご都合のほうを確認させていただきまして、10月31日の木曜日の10時からということで皆さんのご都合が合いましたので、よろしければ、この日程でご決定を頂ければと存じますが、いかがでしょうか。

島田会長

はい。ありがとうございます。

それでは、第2回でございますが、10月31日の木曜、10時ということでよろしゅうございますでしょうか。

( 了承 )

島田会長

はい。ありがとうございます。  
それでは、全体の審議ございますが、何かほかにこの審議会で——どうぞ。

水島委員

はい。昨年度の審議会で少しご相談をさせていただきました。当審議会の役割としては、労働報酬下限額の諮問を受けて、それに対する答申をする役割があるということは十分承知の上でお話をさせていただきたいと思うんですけれども、内容としては労働報酬下限額の話ではございません。まず、あらかじめ、その点、ご了承いただきたいと思います。

公契約条例が制定されて以降、本当に区内事業者の入札参加等々、公契約条例にのっとっていただきまして、区内の事業者の受注の機会を確保いただいていることに、改めて、事業者としては御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その中で、昨年、区の施設の指定管理者の選任に当たって、公募型プロポーザルという方式が取られた案件がございました。それに当たりまして、区内の事業所、また、区外の事業所さんも参加なさっていたんですけれども、結果に関して特に疑義があるというわけでは全くございません。その点、誤解のないようにしておきたいんですけれども、プロポーザルの点数を様々つけていく、その点数をつけていく中に、区内事業者であるということについての加点要素が今のところないということで先般ご説明いただきまして、公契約条例の中にも区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めるというふうな基本方針がございますので、我々区内事業者といたしましては、公募型プロポーザルというものにおいても——区内事業者が何よりも優先ということを申し上げるつもりはないんです。何かしら区内プロポーザルにおいても加点を頂けるような運営をしていただけないかということで、今回、この場をお借りして、お願いをさせていただきたいと思います。

審議会でどのような取扱いをするかは島田会長にお任せしたいと思いますが、意見具申ということでよろしく願いいたします。

島田会長

はい。ありがとうございます。まず、今、水島委員もおっしゃって

ましたが、この条例の第3条の5号のほうに、区内の事業者の受注の機会を確保するように努めることということが基本方針として定められているところがございます。そのことを踏まえまして、本審議会で、今のご提案のようなことがどう議論されるのかということなのですが、審議につきましては、所掌事項といたしましては、もちろん、今ご審議いただいた労働報酬下限額の設定に関する事項というのが中心なのですが、その他、公契約に関する重要な事項ということがございます。プロポーザルというの、当然公契約ということになりますので、今のご提案というのは重要な事項だというふうに、基本方針との関係でも思いますので、ここで審議できる事項ではあるというふうに考えております。

ただ、あくまでも、審議会としては区長の諮問に応じということがございますので、私どもとしてそういうご意見があったということを議事録に残すということにさせていただいて、それを踏まえて区のほうでもご検討させていただいて、必要があれば、もし、この審議会で議論する必要があるのであれば、区のほうから諮問という形で頂戴できれば、問題なく審議事項にはなるのかなというふうに考えているところがございます。

ただ、そこは、今のご意見の内容というのは、必ずしもこの審議会でも決めることなのかなとも思いますので、その辺、ぜひそういうご要望があったということは事務局のほうで受け止めていただいて、区長にお伝えいただくなり、あるいはその他の部署でご検討いただくなりしていただければ、大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

島田会長

はい。

それでは、本日の第1回審議会は、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。